

三郷市家庭用省エネ家電買換促進補助金交付要綱

令和6年2月14日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、ゼロカーボンシティの実現に向け、市内の省エネルギー設備の普及による温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、物価高騰等の影響を受けている生活者の支援を目的として、市に事前に登録した市内の店舗又は事業所（以下「店舗等」という。）において省エネエアコン又は省エネ冷蔵庫への買い換えを行う者に対し、三郷市家庭用省エネ家電買換促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、三郷市補助金等の交付規則（昭和53年規則第8号）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 省エネエアコン エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置（平成18年経済産業省告示第258号）1-3(1)の規定による統一省エネラベルの多段階評価点（エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置の一部を改正する告示（令和4年経済産業省告示第162号）による改正後の多段階評価方法によるもの。以下「多段階評価点」という。）が3.0以上であるエアコンディショナーをいう。

(2) 省エネ冷蔵庫 多段階評価点が3.0以上である電気冷蔵庫（電気冷凍庫を含む。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しなければならない。

(1) 補助金の申請日時点において市内に住所を有していること。

(2) 補助対象者の世帯に属する全ての者が、市税等（市民税、県民税、固定資産税（都市計画税含む）、軽自動車税及び国民健康保険税並びに延滞金をいう。以下同じ。）を完納していること。

(3) 省エネエアコン又は省エネ冷蔵庫を買い換えの目的で購入し、かつ、補助対象者が居住する市内の住宅に設置していること。

(4) 店舗・事務所等併用住宅については、居住用部分の床面積が総床面積の2分の1以上を占め、かつ、居住用部分に設置されているエアコン又は冷蔵庫の買い換えに限る。

(補助対象機器、補助対象経費、補助金の額等)

第4条 補助の対象となる機器（以下「補助対象機器」という。）、台数、経費（以下「補助対象経費」という。）、補助要件及び補助金の額は別表のとおりとする。

(補助金の交付申請等)

第5条 補助対象者は、三郷市家庭用省エネ家電買換促進補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、令和6年5月1日から令和6年12月27日までに市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費に係る領収書又はレシートの写し（それぞれ購入日、補助対象機器の製品名（型番）並びに本体価格及び購入した店舗等の名称が記載されていること。）

(2) 製造事業者が発行した補助対象機器の保証書の写し

(3) 家電リサイクル券（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第43条第1項に規定する特定家庭用機器廃棄物管理票をいう。）

（排出者控え）の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、1世帯につき1度限りとする。

3 市長は、補助金の交付申請の総額が補助を行う年度の予算の範囲を超えるときは、当該予算の範囲を超える日をもって、当該年度に係る補助金の交付申請の受付を終了するものとする。この場合において、当該予算の範囲を超える日に複数の交付申請があったときは、当該交付申請を行った者について抽選を行い、当該年度の予算の範囲内において受け付ける交付申請を決定するものとする。

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、三郷市家庭用省エネ家電買換促進補助金交付決定・交付額確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、不適当と認めたときは、交付しない理由を付して、三郷市家庭用省エネ家電買換促進補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条第1項の規定による交付決定を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、三郷市家庭用省エネ家電買換促進補助金請求書（様式第4号）により、補助金を請求するものとする。

（財産処分の制限）

第8条 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象機器について、その設置が完了した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年経過する日までの期間、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する期間が経過する前に、補助金の交付を受けて設置した補助対象機器を処分する必要があるときは、あらかじめ、三郷市省エネ家電買換促進補助金に係る処分承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第9条 市長は、補助決定者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定を取り消し、交付した補助金の全部を返還させることができる。

- (1) 補助決定者及び補助事業者が、この要綱に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助対象機器をその設置目的以外の目的に使用し、又は譲渡していることが判明した場合
- (3) 虚偽の申請により補助金を交付された場合
- (4) その他不相当と認められる事実があった場合

（状況報告等）

第10条 市長は、補助事業者に対し、補助対象機器等に関する調査の協力を求めることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和7年1月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定を受けたものに係るこの要綱の規定については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

補助対象機器	<p>(1) 多段階評価点が3.0以上の省エネエアコン又は省エネ冷蔵庫であること。</p> <p>(2) 令和6年5月1日から令和6年12月27日までに、市内の店舗等で買い換えの目的で購入及び設置したものであること。</p> <p>(3) 未使用品（中古品は除く）であること。</p> <p>(4) リース品ではないこと。</p> <p>(5) 国、地方公共団体等の公的機関が行う他の補助金等の交付を受けていない機器であること。</p>	
台数	1世帯につき、省エネエアコン又は省エネ冷蔵庫のどちらか1台まで	
補助対象経費	補助対象機器の購入額（消費税及び地方消費税の額、クーポン券並びにポイントで支払った額を除く。）	
補助要件	<p>(1) 補助対象機器の購入額が10万円以上であること。</p> <p>(2) 既設機器を特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づき適正に処分していること。（下取りや売却した場合は補助対象外）</p>	
補助金の額	市内本店等※注1で購入	8万円
	市内店舗※注2で購入	4万円

※注1

市内に本店を有する法人又は市内に住所及び店舗等を有する個人事業者で市に事前に登録した者。

※注2

市内本店等を除く、市内の家電量販店等で市に事前に登録した者。

三郷市長 あて

申請者 住 所 _____

(フリガナ)

氏 名 _____

電話番号 _____

(自署または記名・押印)

三郷市家庭用省エネ家電買換促進補助金交付申請書

三郷市家庭用省エネ家電買換促進補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり実績に基づき申請します。

1. 補助対象機器及び補助金交付申請額

(1) 補助対象機器（該当機器に『レ』を記入してください。）

省エネエアコン 省エネ冷蔵庫

ア 補助対象機器

メーカー名			
機種名・型番	.		
省エネ性能	多段階評価点（※3.0以上が補助対象） 省エネエアコンは2027年度基準、省エネ冷蔵庫は2021年度基準		点

イ 購入店舗等

名 称			
住 所	三郷市		
購入日	令和6年 月 日	設置日	令和6年 月 日

ウ 交付申請額

補助対象経費	円
交付申請額（いずれかに○）	8万円 / 4万円

※市内に本店を有する法人又は市内に住所及び店舗等を有する個人事業者から購入の場合は8万円、
その他の市内量販店等から購入の場合は4万円

(裏面あり)

2. 誓約事項（□に『レ』を記入してください。）

- ① 補助対象機器は、住民登録をしている住宅に設置したものであることを誓約します。
（店舗等併用住宅の場合、居住用部分の床面積が総床面積の2分の1以上であり、居住用部分に設置したことを誓約します。）
- ② 補助対象機器について、国、地方公共団体等の公的機関が行う他の補助金の交付を受けていない機器であることを誓約します。
- ③ 住民基本台帳の記録情報について確認することに同意します。
- ④ 世帯員全員が市税等について滞納がないことを誓約するとともに、納付状況（滞納の有無・滞納がある場合には科目、年度、期別、金額等）について調査を行うことに同意します。
- ⑤ 既存機器は、家電リサイクル法に基づき、適正に処分したことを誓約します。
- ⑥ 市に事前登録した店舗等から購入した機器であることを誓約します。

3. 同意事項

- 1 三郷市家庭用省エネ家電買換促進補助金の申請に関する手続きに関し、上記「2. 誓約事項」③、④について申請者と同一世帯全ての方について、同意する方が自ら署名してください。
- 2 未就学児で署名できない場合は、保護者が代わって署名をしてください。
- 3 市税等とは、市民税、県民税、固定資産税（都市計画税含む）、軽自動車税及び国民健康保険税並びに延滞金を指します。
- 4 同意が必要な方の数が署名欄より多い場合は、欄外に記載しても差し支えありません。

フリガナ	フリガナ	フリガナ
氏名	氏名	氏名
フリガナ	フリガナ	フリガナ
氏名	氏名	氏名

4. 添付書類（添付した書類の該当欄に『レ』を記入してください。）

記入欄

①	補助対象経費に係る領収書又はレシートの写し（購入日、補助対象機器の製品名（型番）及び本体価格及び購入した店舗等の名称が記載されていること）	<input type="checkbox"/>
②	製造事業者が発行した補助対象機器の保証書の写し	<input type="checkbox"/>
③	家電リサイクル券（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第43条第1項に規定する特定家庭用機器廃棄物管理票をいう。）（排出者控え）の写し	<input type="checkbox"/>

様式第4号（第7条関係）

三郷市家庭用省エネ家電買換促進補助金請求書

年 月 日

三郷市長 あて

住 所 _____

(フリガナ)

氏 名 _____

電話番号 _____

(自署または記名・押印)

年 月 日付け三環収第 号により補助金交付額が確定された三郷市家庭用省エネ家電買換促進補助金について下記のとおり請求いたします。

記

1 請求金額 金 _____ 円

2 振込先

フリガナ								
口座名義人								
金融機関名	銀行・信用金庫 農協・()							
支店名	本店・支店 支所・出張所							
口座番号	普通・当座							